

○歩行空間のユニバーサルデザインの推進

高齢者や障害者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、平成18年12月に施行された「バリアフリー法※」を踏まえ、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、幅の広い歩道の整備、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの設置、立体横断施設へのエレベーター設置等により、歩行空間のユニバーサルデザインを推進する。



幅の広い歩道の整備や
視覚障害者誘導用ブロックの設置



駅前広場におけるエレベーターや
円滑に乗降できるバス停の整備

※バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

【特定道路の整備状況】

